

淀川水系工事実施基本計画

昭和46年12月

(平成6年6月部分改定)

建設省河川局

1. 河川の保全と利用に関する基本方針

淀川水系は、その源を滋賀県山間部に発する大小支川を琵琶湖に集め、大津市から河谷状となって南流し、桂川と木津川を合わせて大阪平野を西南に流れ、途中神崎川及び大川を分派して、大阪湾に注ぐ。

その流域は、大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、三重の2府4県にまたがり、面積は8,240km²に及び、大阪市、京都市その他数多くの衛星都市をかかえて、関西地方における社会、経済、文化の基盤をなし、近畿圏の中心を貫いている本水系の治水と利水についての意義はきわめて大きい。

治水事業の沿革は、明治29年に本格的な改修工事に着手し、同43年に竣工した。

その内容は、計画高水流量を瀬田川について695m³/sec、宇治川について835m³/sec、桂川について1,950m³/sec、木津川について3,610m³/sec及び本川について5,560m³/secと定め瀬田川をしゅんせつして、南郷洗堰（瀬田川洗堰）を設け、これにより琵琶湖の水位を下げ、沿岸地域の水害を軽減し、また大阪市の洪水防御を目的として、新淀川を開削して本川の洪水をこれに流過させるとともに、毛馬に洗堰及び閘門を設けて旧淀川には平水を分派し、神崎川への流入量は樋門により調節することとした。

その後、大正6年10月大洪水により大水害が生じたので、大正7年に観月橋地点から河口までの区間の増補工事に着手し、昭和7年に竣工した。また、木津川については、昭和5年に計画高水流量を4,650m³/secとして、加茂町から八幡町までの区間について改修工事に着手した。

次いで、昭和13年7月の桂川における洪水により桂川の計画高水流量を2,780m³/secに、本川の計画高水流量を6,950m³/secにそれぞれ改定して、同14年から修補工事に着手した。

さらに昭和28年の台風13号による洪水にかんがみ、淀川水系全般にわたる治水対策について、昭和29年11月に河川審議会の審議を経て、淀川水系改修基本計画を決定した。

その内容は、基準地点枚方における基本高水のピーク流量を8,650m³/secとし、このうち1,700m³/secを上流ダム群で調節し、計画高水流量を6,950m³/secとするものであり、宇治川、木津川、桂川の計画高水流量をそれぞれ900m³/sec、4,650m³/sec、2,780m³/secとする計画である。この計画にもとづき、天ヶ瀬ダム及び高山ダムの建設による洪水調節、水源山地の砂防の強化、瀬田川をしゅんせつ及び洗堰の改造による琵琶湖沿岸地域の水害の軽減、宇治川、桂川、木津川及び淀川本川の河道改修の促進並びに管理設備の増強等を主体として工事を実施した。その後、昭和34年の伊勢湾台風により、木津川において昭和28年台風

13号洪水を上まわる6,200m³/secの出水をみたので、木津川のダム計画に追加修正を行った。その計画は、新河川法の施行に伴い、河川審議会の審議を経て、昭和40年4月1日から淀川水系工事実施基本計画となった。

しかしながら、昭和36年、昭和40年と大出水があいついだこと、および近年における淀川流域の人口資産の著しく増大したことにかんがみ、淀川の治水計画を全面的に改定することとし、現計画を決定した。

なお、砂防事業については、明治11年より国の直轄事業として砂防工事が実施され、又、補助事業としても明治31年から事業が実施されている。

河川の利用については、古来、沿岸地域の民生に寄与するところが大きであったが、明治にはいり、琵琶湖及び淀川の沿岸流域の開発が進むにつれ、数々の積極的な利水事業が実施され、その効用を高めてきた。その主たるものは、明治7年から同29年にわたって実施された舟運のための低水路工事、同27年に竣工した京都第1疎水及び同45年に竣工した京都第2疎水等である。また明治38年には、前述のように南郷洗堰を設置して、琵琶湖の水位を人工的に調節し、また、宇治川筋の水力開発も行われてきた。

さらに、大阪市を中心とする地域産業経済の発展に伴い、これらの地域の水需要が増大し、このため昭和18年から同27年にかけて淀川第1期河水統制事業を実施し、琵琶湖沿岸地域の洪水対策と下流地域の水需要に対して、総合的な対策を講じたが、その後の水需要は更に飛躍的に増大し、治水計画との調整を図りつつ高山ダム、青蓮寺ダム等の多目的ダム等の建設により、対処してきた。

現在、農業用水としては、そのかんがい面積約140,000haに及び、水力発電としては、本邦最古の蹴上発電所を初めとして発電所数36箇所、総最大出力約648,000Kwに達し、さらに、都市用水としては、大阪を初めとする各都市の諸用水の最大の供給源となっている。

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川工事の現状、砂防・治山工事の実施、水害発生状況及び河川の利用の現況（水産資源の保護及び漁業を含む。）並びに河川環境の保全を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画との調節を図り、かつ、土地改良事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能の維持を十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、しばしば水害の発生している地域についての対策を重点として、次のように工事を実施するものとする。

保全に関しては、琵琶湖については、洪水による湖岸地域の被害をほとんど解消し、あわせて、下流地域における水需要の増大に対処するための総合的な開発計画として、湖水位を

調節して、洪水時における湖水位の低下を図るとともに、湖岸堤等の建設を行うものとする。

なお、野洲川等の琵琶湖に流入する河川についても水源山地の保全涵養と合わせて、丹生ダムをはじめとする多目的ダム等の建設、河道の改修を行う。

琵琶湖から天ヶ瀬ダム地点までの区間については、洪水時に琵琶湖の水位をできるだけ早く低下させるため、しゅんせつ及び掘削等により、河積の増大を図るとともに、流入支川大戸川についても、大戸川ダムを建設するほか、河道の改修を実施する。天ヶ瀬ダムから木津川・桂川との合流点までの区間については、洪水の安全な流過を図るため、沿川の風致の保全を配慮しつつ、掘削、築堤、護岸等を施工する。

木津川・桂川との合流点から河口までの区間については、低水路を掘削拡幅し、堤防、護岸の増強を行い、洪水の安全な流過を図る。併せて、超過洪水対策として、高規格堤防の整備を図る。

河口付近については、高潮による被害を軽減するために、高潮対策事業を実施する。

木津川については、既設の高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダムのほか、比奈知ダム、川上ダムをはじめとするダム群を建設し、さらに、上野盆地に遊水地を設けることにより洪水調節を行って下流の洪水を軽減するとともに、河道の改修を実施し洪水の安全な流過を図る。

桂川については、日吉ダムをはじめとするダム群等を建設することにより、洪水調節を行って下流の洪水を軽減するとともに河道改修工事を実施し洪水の安全な流過を図る。

神崎川及びその支川猪名川については、既設の一庫ダムのほか、余野川ダム、安威川ダム^{あいがわ}を建設することにより、洪水調節を行って下流の洪水を軽減するとともに、河道改修工事を実施し洪水の安全な流過を図る。

下流部の市内河川については、高潮対策事業を実施するとともに、寝屋川等の河川につき、低湿地対策として改修を行う。

また、淀川中下流部等の内水被害の著しい地域については、内水対策を実施する。

さらに、河川環境の計画的な保全と整備を図る。

利用に関しては、流域内の各地及び阪神地域における上水道用水及び工業用水の需要が加速度的に増加し、農業用水としても農業構造改善事業に伴う需要増が見込まれており、水資源を広域的かつ合理的に開発する必要があるので、淀川水系水資源開発基本計画との調整を図り、既設の天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、一庫ダム、琵琶湖開発施設と併せて、比奈知ダム、日吉ダム、大戸川ダム、丹生ダム、川上ダム、安威川ダム^{あいがわ}等の上流ダム群の建設及び猪名川総合開発事業により、既得水利を充足したうえで、各種用水の補給を行う。

2. 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節ダム等への配分に関する事項

イ. 淀川

基本高水は、枚方上流域の対象雨量（2日雨量）302mmとし、昭和28年9月洪水、40年9月洪水等、近年における大出水を主要な対象洪水として検討し、そのピーク流量を基準地点枚方において、 $17,000\text{ m}^3/\text{sec}$ とする。このうち、上流ダム群により $5,000\text{ m}^3/\text{sec}$ を調節して、河道への配分流量を $12,000\text{ m}^3/\text{sec}$ とする。

ロ. 猪名川

基本高水は、小戸地点上流域の対象雨量（日雨量）を268mmとし、昭和28年9月洪水、昭和42年7月洪水等、近年における大出水を主要な対象洪水として検討し、そのピーク流量を基準地点小戸において $3,500\text{ m}^3/\text{sec}$ とし、このうち上流ダム群により $1,200\text{ m}^3/\text{sec}$ を調節して、河道への配分流量を $2,300\text{ m}^3/\text{sec}$ とする。

ハ. 野洲川

基本高水のピーク流量は、基準地点野洲において $4,500\text{ m}^3/\text{sec}$ とし、これを河道に配分する。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 m^3/sec	ダムによる調節流量 m^3/sec	河道への配分流量 m^3/sec
淀川	枚方	17,000	5,000	12,000
猪名川	小戸	3,500	1,200	2,300
野洲川	野洲	4,500	0	4,500

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

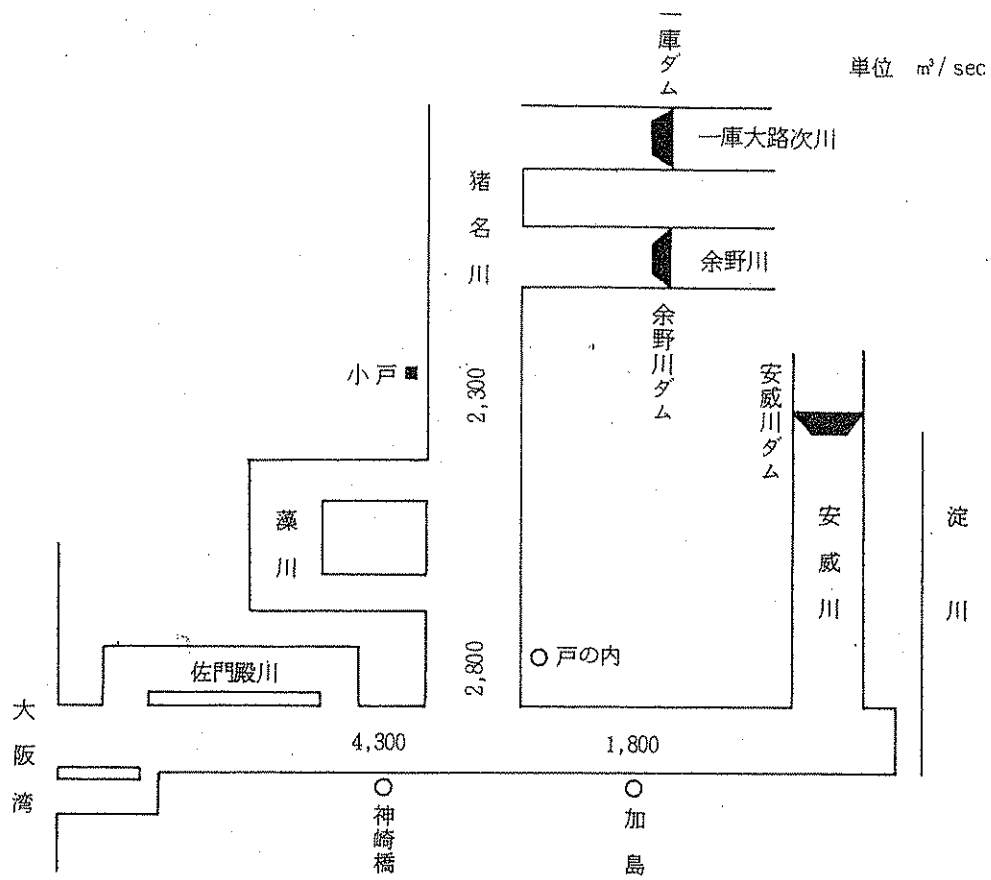
イ. 淀川

琵琶湖から淀川への流量は、琵琶湖水位が0mのとき $800\text{ m}^3/\text{sec}$ となる。

計画高水流量は、宇治地点において $1,500\text{ m}^3/\text{sec}$ とする。

淀川下流の計画高水流量に関しては、枚方地点において、琵琶湖からの放流量を $0\text{ m}^3/\text{sec}$ として $12,000\text{ m}^3/\text{sec}$ とする。

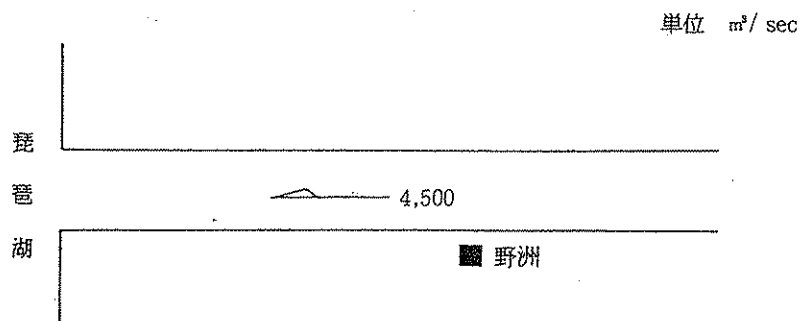
神崎川及び猪名川計画高水流量図



野洲川

計画高水流量は、野洲地点において $4,500m^3/sec$ とする。

野洲川計画高水流量図



(3) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

淀川における既得水利としては、基準地点枚方において、淀川第1期河水統制事業による上水道用水 $25.66\text{ m}^3/\text{sec}$ 、工業用水 $5.71\text{ m}^3/\text{sec}$ 、農業用水 $16.80\text{ m}^3/\text{sec}$ 、及び河川維持用水 $88.5\text{ m}^3/\text{sec}$ である。この計画に基づく、流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、枚方において、かんがい期におおむね $140\text{ m}^3/\text{sec}$ 、非かんがい期におおむね $120\text{ m}^3/\text{sec}$ とする。

3. 河川工事の実施に関する事項

(1) 主要な地点における計画高水位、計画横断形その他河道計画に関する重要な事項

イ. 計画高水位

本水系の主要な地点における計画高水位は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点 よりの距離 (km)		計画高水位		摘 要
				O. P(m)	T. P(m)	
淀川	向島	河口から	44.9	16.98	15.68	計画高潮位 O. P 5.20m
	枚方	"	25.9	13.23	11.93	
	長柄	"	9.7	7.42	6.12	
	西島	"	1.4	※8.10	※6.80	
木津川	加茂	淀川合流点から	30.6	45.20	43.90	
桂川	羽束師	"	5.4	17.26	15.96	
神崎川	大島	河口から	8.7	4.71	3.41	
猪名川	小戸	神崎川合流点から	11.4	29.95	28.65	
野洲川	小浜	琵琶湖流入点から	1.0	89.79	88.49	

注) ※計画高潮堤防高

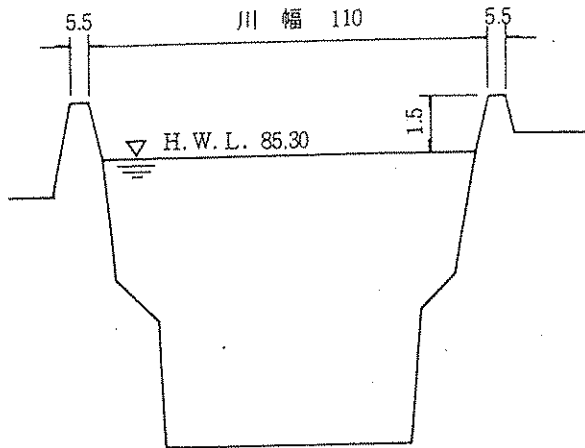
T. P 東京湾中等潮位

ロ. 計画横断形

本水系の主要な地点における河道の計画横断形及び堤防の計画標準横断形は、次図のとおりとする。

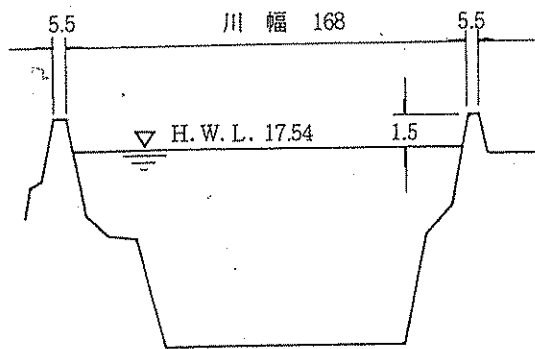
なお、堤防の横断形は、必要に応じて拡幅するものとし、高規格堤防については、超過洪水等に対して破堤による被害を回避するために必要な横断形とするものとする。

淀川 大戸川合流点 (河口から 68.6 km)



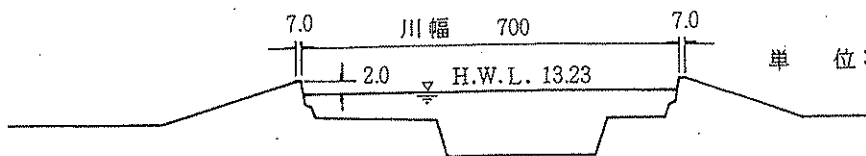
縮尺
縦 1/200
横 1/2,000
単位: m
H.W.L.: 計画高水位
基準面 O.P.

淀川 大曲 (河口から 48.2 km)



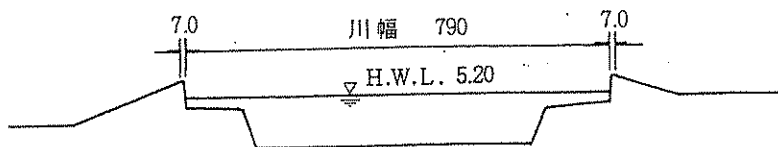
縮尺
縦: 1/300
横: 1/3,000

淀川 枚方地点 (河口から 25.9 km)



縮尺: 縦 1/1,200
横 1/12,000
H.W.L.: 計画高水位
基準面 O.P.
単位: m

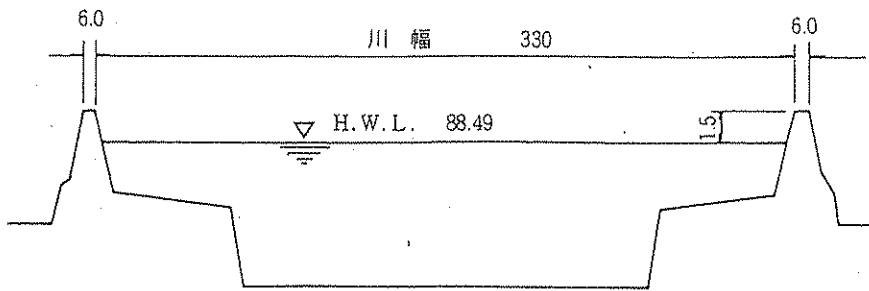
淀川 伝法地点 (河口から 2 km)



野洲川 小浜〔淀川（琵琶湖）合流点
より 1 km〕

縮 尺：縦 1/300
横 1/3,000
H.W.L.：計画高水位
基準面 T.P.

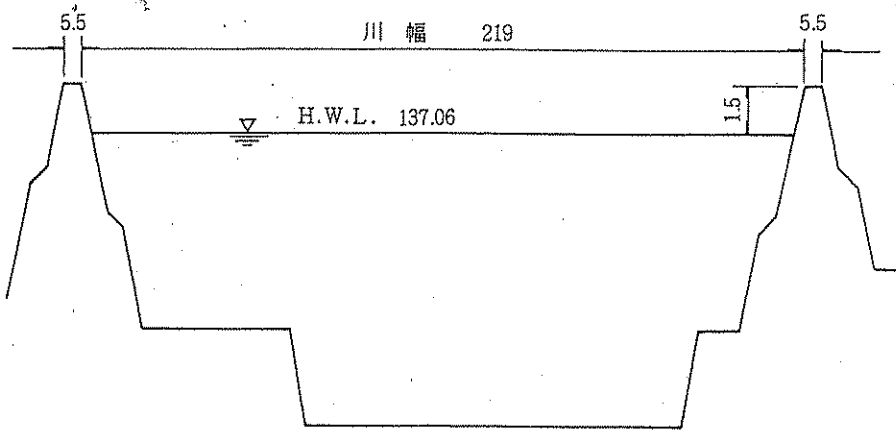
単 位：m



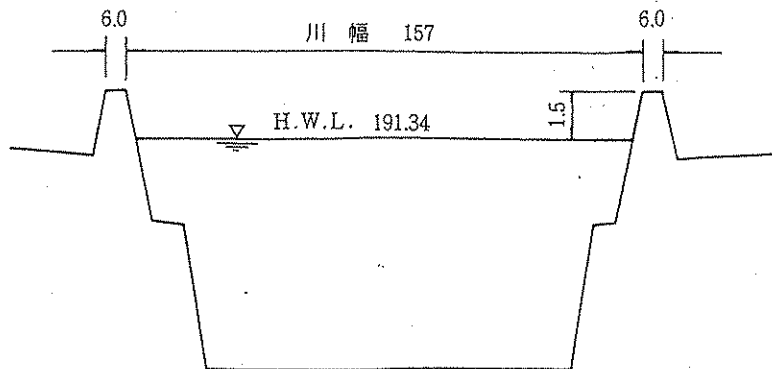
木津川 長田（合流点より 58.8 km）

縮 尺：縦 1/200
横 1/2,000
H.W.L.：計画高水位
基準面 T.P.

単 位：m

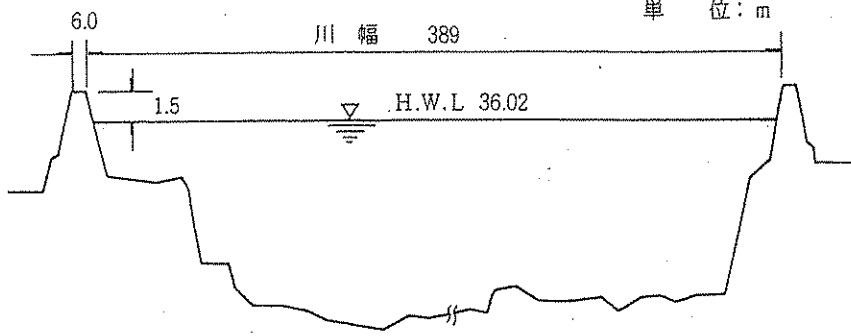


名張川 朝日（木津川合流点より 28.8 km）

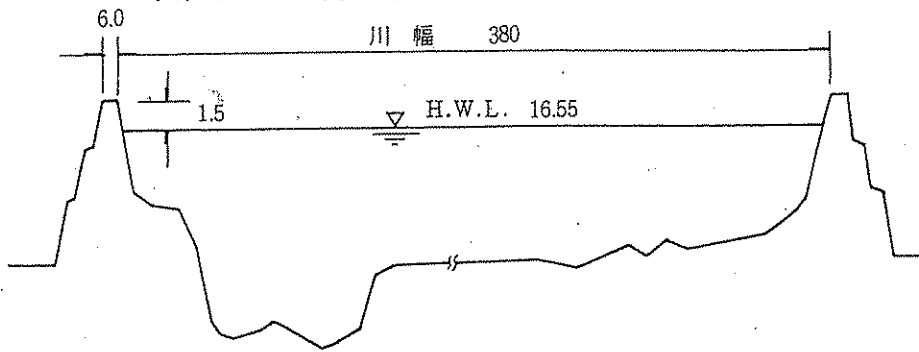


木津川 木津(淀川合流点から 25 km)

縮 尺: 縦 1/300
横 1/3,000
H.W.L.: 計画高水位
基準面 T.P

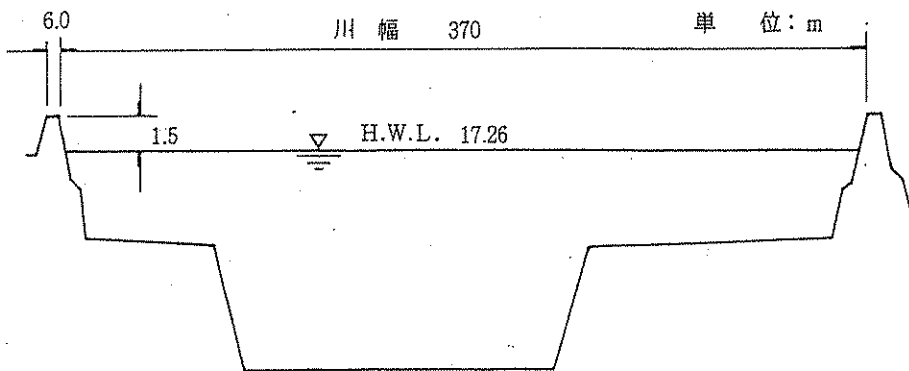


木津川 園内(淀川合流点から 2 km)



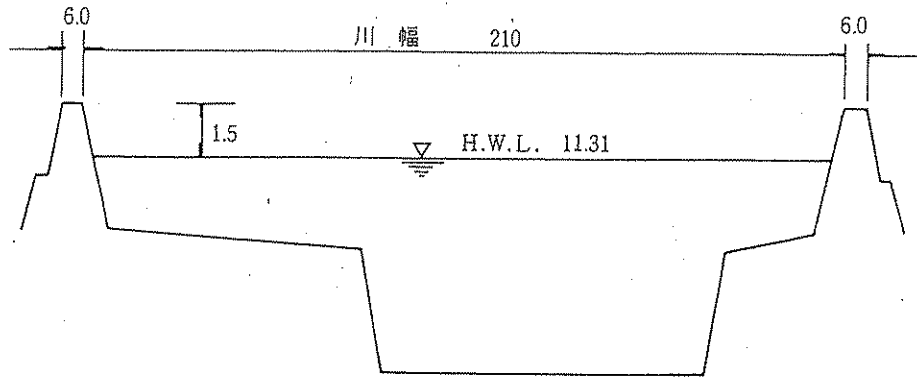
縮 尺: 縦 1/300
横 1/3,000
H.W.L.: 計画高水位
基準面 O.P

桂川 羽束師(淀川合流点から 5.4 km)

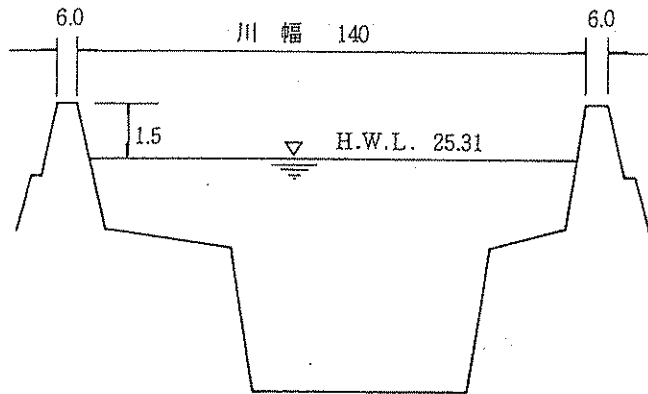


猪名川 森本 (神崎川合流点から 6.0 km)

縮 尺: 縦 1/200
横 1/2,000
H.W.L.: 計画高水位
基準面 T.P
単 位: m



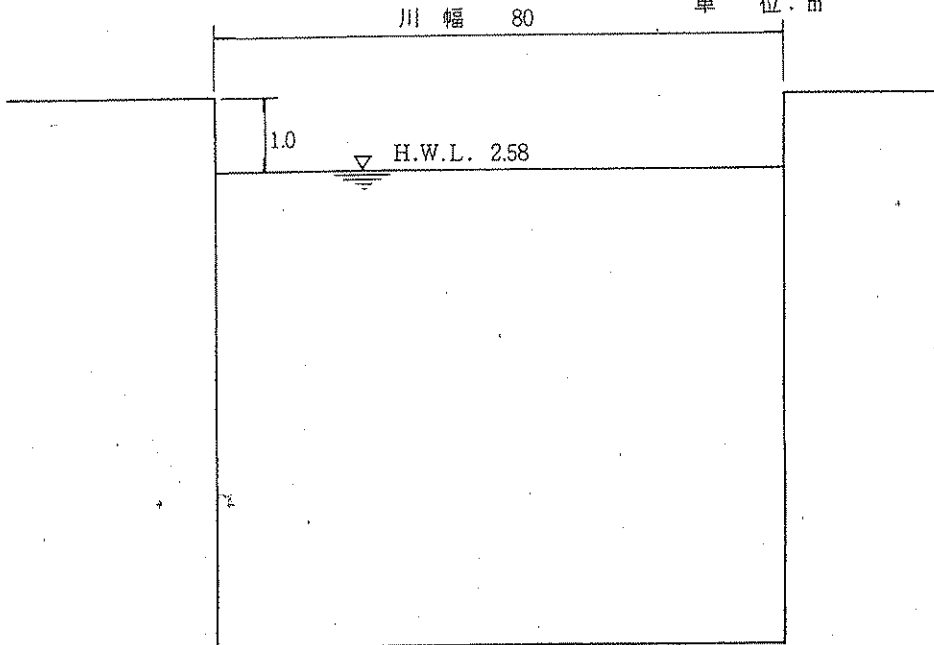
猪名川 中川原 (神崎川合流点から 10.4 km)



寝屋川 天満（大川合流点から 0 km）

縮 尺：縦 1/100
横 1/1,000
H.W.L.：計画高水位
基準面 O.P

単 位：m



ハ. 堤防高

堤防高は、計画高水位に、淀川については河口から木津川・桂川との合流点までは2.0～2.2m、同合流点から琵琶湖までは、1.0～2.0mを、木津川については1.5mを、名張川については1.2～1.5mを、桂川、野洲川については1.5mを、猪名川については1.5mをそれぞれ加えたものとする。

(2) 主要な河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される主要な河川管理施設の機能の概要

イ. 琵琶湖及びこれに流入する河川

(イ) 琵琶湖

瀬田川洗堰により、淀川本川下流の洪水時に洗堰を閉鎖して、下流地域の洪水被害

を軽減し、また湖水位を調節するとともに湖岸堤等の建設により琵琶湖沿岸の洪水被害を軽減し、あわせて水需要に対処する。

(ロ) 野洲川等

野洲川については、石部頭首工から北流分派点までの区間について、川幅はほぼ現状のままとして、河道整正を行うとともに、掘削、築堤及び護岸等を施工する。

また北流を分派する付近から約7kmの放水路を開削して洪水の安全な流過を図る。なお石部頭首工から上流の改修計画については、調査、検討のうえ決定する。

草津川については、金勝川合流点付近から約5.5kmの放水路を開削して洪水の安全な流過を図る。

大津市内を流下する三田川等については、洪水の一部を分派する放水路を施工して洪水の安全な流過を図る。

その他安曇川、愛知川、姉川、宇曾川等の流入河川については、築堤、護岸等を施工し、丹生ダムを建設するとともに必要なダム建設について調査、検討のうえ決定する。

ロ. 淀川上流部

淀川の瀬田から下流関之津までの区間については、掘削及びしゅんせつにより河積を増大し、護岸等を施工して、琵琶湖水位が0mのときに琵琶湖から淀川に800m³/secの流過を可能とする。

大戸川については、大戸川ダムを建設するとともに、下流区間に築堤及び護岸を施工する。

ハ. 淀川中流部

既設の天ヶ瀬ダムおよび大戸川ダムの建設により淀川の洪水を調節し、宇治における計画高水流量1,500m³/sec以下に低減せしめるとともに各種用水の補給及び発電を行う。

宇治橋付近から木津川・桂川との合流点までの区間については、掘削、築堤、護岸等を施工するとともに内水対策を実施する。

山科川については、築堤及び護岸を施工し、内水対策を実施する。

二. 淀川下流部

(イ) 淀川

木津川・桂川との合流点から長柄地先までの区間については、川幅はほぼ現状のままとし、堤防の拡築を行い、また全区間にわたって低水路の掘削、拡幅、可動堰及び護岸等を施工するとともに、当該区間、並びに当該区間に係る背水区間（別表）につ

いては、高規格堤防の整備を図る。

(別表) 木津川・桂川の合流点から長柄地先までの区間に係る背水区間

支川名	区 間
芥 川	左岸：高槻市中川地点から本川合流点 右岸：高槻市津之江地点から本川合流点
天 野 川	左岸：枚方市岡東地点から本川合流点 右岸：枚方市西禁野地点から本川合流点
檜 尾 川	左岸：高槻市野田東地点から本川合流点 右岸：高槻市野田地点から本川合流点
穂 谷 川	左岸：枚方市黄金野地点から本川合流点 右岸：枚方市牧野阪地点から本川合流点
船 橋 川	左岸：枚方市上島東地点から本川合流点 右岸：枚方市西船橋地点から本川合流点
水 無 瀬 川	左岸：三島郡島本町東大寺地点から本川合流点 右岸：三島郡島本町広瀬地点から本川合流点
女 瀬 川	左岸：高槻市津之江地点から芥川合流点 右岸：高槻市津之江地点から芥川合流点

内水対策については、調査、検討のうえ実施する。既設の寝屋川導水路により、淀川の余剰水最大 $20\text{m}^3/\text{sec}$ を寝屋川に導水し、寝屋川及び大阪市内河川の浄化を図るものとする。

淀川大堰については、それによりその上流における塩害を防止するとともに、洪水が流入するのを防ぐために設置した毛馬洗堰及び一津屋樋門の操作と関連して、平水時には大川において $70\text{m}^3/\text{sec}$ 及び神崎川において $10\text{m}^3/\text{sec}$ の維持用水を確保する。さらにひっ迫した水需要に対処するため、暫定的に淀川大堰による貯留水を入退潮時に関連させて放流することにより在来の大川の浄化能力を保持しつつ、前述の維持用水の一部を利水に転換使用する。

また、正蓮寺川については維持用水 $8.5\text{m}^3/\text{sec}$ を海水にふりかえ、これを利水に使用する。

長柄地先から河口までの区間については、洪水の安全な流過を図るとともに高規格

堤防の整備を図る。また、高潮の防御を目的として高潮堤防を施工する。

(ロ) 旧淀川及び寝屋川等

旧淀川、正蓮寺川等の市内河川については、高潮対策事業及び汚濁対策事業を実施する。寝屋川については、大阪府東部の低地地域を貫流しており、その流域は、内水による被害が甚だしいので第二寝屋川の開削に引き続いて寝屋川及び支川の恩智川、楠根川、平野川等の改修を行い被害を軽減するとともに今後さらに安全度を高める方法について調査、検討を行い工事を実施する。

ホ. 木津川

既設の高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、前深瀬川に建設する川上ダム、名張川に建設する比奈知ダム、その他のダム群および上野遊水地により木津川の洪水を調節し、加茂地点における計画高水流量 $6,100\text{m}^3/\text{sec}$ 以下に低減せしめるとともに、各種用水の補給を行う。木津川上流、名張川、宇陀川について掘削、築堤及び護岸等を施工する。木津川中、下流部については堤防の拡築を行うとともに護岸、水制を施工する。

なお、木津川に建設するダム群については調査、検討のうえ計画を決定する。

ヘ. 桂川

上流部については、日吉ダム及びその他のダム群等により桂川の洪水を調節し、羽束師における計画高水流量 $5,100\text{m}^3/\text{sec}$ 以下に低減せしめるとともに各種用水の補給を行う。

中下流部については、掘削、築堤、護岸等を施工する。

なお、桂川に建設するダム群等については、調査、検討のうえ計画を決定する。

ト. 神崎川及び猪名川

神崎川については、安威川ダムを建設するとともに築堤及び護岸を施工するほか、高潮対策事業を実施する。

猪名川については、既設の一庫ダム及び猪名川総合開発事業により、猪名川の洪水を調節し、小戸地点における計画高水流量を $2,300\text{m}^3/\text{sec}$ 以下に低減せしめるとともに、各種用水の補給を行う。中下流部については川幅はほぼ現状のままとして、堤防の拡築、掘削、護岸等を施工する。上流部の池田、川西両市においては引堤、掘削を実施し、家屋連担部については特殊堤を施工し河積を確保する。

チ. 芥川、天野川、小畑川等

芥川、天野川、小畑川等最近都市化の進展の著しい中下流部の河川については、掘削、築堤、護岸等を施工する。

リ、既設ダム

既設ダムの放流設備については、放流計画の変更に伴い必要に応じ調査検討のうえ改善を行う。

さらに、各河川において、適正な河川環境の保全と利用を図るための工事を行う。

淀川水系平面図（参考図）

